

建設通信

09、  
12、  
24

# 告示15号の周知

## 日事連、民間団体に要望

日本建築士事務所協会連合会（三栖邦博会長）は、日本商工会議所など民間団体に対し、建築設計・工事監理の新しい業務報酬基準（国交省告示第15号）への理解と周知を要望した。地方公共団体への周知が進む一方、建築需要の大半を占める民間案件には同基準が十分周知されていないことを踏まえ、同連合会は要望活動を通じて実効性を高めることにした。

新業務報酬基準は、建築士事務所が請求できる報酬の基準を国土交通相が定めたもので、設計・工事監理の業務報酬の算定方法や基準を示している。国や地方公共団体など

の公共発注者に対しては、同連合会らが要望書を提出しているほか、新・建築士制度普及協会が説明会を開いて周知に努めてきた。

一方、公共に比べて圧倒的に数が多い民間発注者については、業務報酬基準が制定されたことさえ十分に周知されていないのが現状だ。

同連合会が21日付でまとめた要望書の提出先は、日本商工会議所、不動産協会、全国宅地建物取引業協会連合会、住宅生産団体連合会、日本損害保険協会など民間団体。新業務報酬基準への理解と、各団体の会員に対する周知を要望した。